

K C N e o 光テレビ契約約款

近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「K C N」という。)とK C Nが行うK C N e o 光テレビサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。

第1条 (約款の適用)

K C Nは、このK C N e o 光テレビ契約約款(以下「本約款」という。)により、K C N e o 光テレビサービスを提供します。

第2条 (サービスの提供)

K C Nは、サービスを提供する区域(以下「業務区域」という。)内において、株式会社オプテージ(以下「オプテージ」という。)光施設(以下「光施設」という。)を使用して、加入者に次のサービスを提供します。

1) 「デジタルコース」、「デジタルプラスコース」、「デジタルHDコース」、「スタンダードコース」および「プライムコース」

①基本サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表2に定める基本利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

②特別番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送の同時再放送サービスのうち別表2に定める基本料の範囲外で提供し、別表の料金表に定める特別番組利用料を必要とするサービス

③上記サービスに付随するサービス

2) 増設地デジ・BS端末設備 「Hチューナー」、「Dチューナー」

第3条 (契約の単位)

加入契約は、K C Nの放送センターから契約者の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機(以下「O N U」という。)までの施設(以下「契約者回線」という。)1回線ごとに行なうものとします。

第4条 (契約の成立)

加入契約は、加入者があらかじめこの契約約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ申込み、K C Nがこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、

第2条のサービスのうち、「Hチューナー」、「Dチューナー」については、事前に「デジタルコース」、「デジタルプラスコース」、「デジタルHDコース」、「スタンダードコース」および「プライムコース」のいずれかの契約を締結していることまたは本申込みと同時に締結することが必要となります。また、記憶装置内蔵デジタル端末設備の設置については、事前に「デジタルコース」、「デジタルプラスコース」、「デジタルHDコース」「スタンダードコース」および「プライムコース」のいずれかの契約を締結していることまたは本申込みと同時に締結することが必要となります。

- 2) KCNは、前項の規定にかかわらず、以下の条項に該当する場合は、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。
- ①加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合
 - ②クロージャからONUまでの施設（以下「引込施設」という。）またはデジタル端末設備（STB）等の設置および保持が困難な場合
 - ③加入者が本約款に基づく料金その他の支払を怠るおそれがある場合
 - ④その他サービスを提供する上でKCNまたはオペレーターの業務遂行上、支障がある場合

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から3年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにKCN、加入者いずれからも何らの意思表示のない場合には、引き続き1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（料金）

加入者は、別表に定める料金表に従って、加入契約金、工事費、利用料金等をKCNに支払うものとします。なお、加入者が利用する機器により、別表3の特別機器負担金が設定されている場合は、その定めにより特別機器負担金をKCNに支払うものとします。

- 2) 別表の料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税相当額を加算した額とします。またその他本約款の定めにより支払いを要する額についても同様とします。
- 3) 利用料金は、サービス開始日の属する月の翌月から支払うものとします。ただし、特別番組利用料金についてはサービス開始日から支払うものとします。
- 4) KCNは、第2条に定める同時再放送業務ないし番組サービス業務を、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金を前項の規定にかかわらず無料とします。
- 5) 利用料金は、社会経済情勢の変化等により、改定することがあります。

その場合、改定日の1ヶ月前までに加入者に通知するものとし、加入者は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を支払うものとします。

- 6) K C Nが設定した各料金の中には、N H Kの放送受信料（衛星放送の受信料を含む）およびWOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。
- 7) N H Kと受信契約を締結していない加入者は別途N H Kと受信契約を結んでいただきますが、K C NとN H Kとの委託約定によりN H K放送受信規約による放送受信料を、加入者の意志、選択によりK C Nの月額利用料に合算してK C Nが代理徴収することができます。
- 8) WOWOWの番組受信を希望する加入者については、WOWOWとそれぞれ所定の加入契約を結んでいただくことになります。
- 9) ホテルや特定の事業者については、番組に関して一部のものについて別途契約を締結していただくことがあります。

第7条（インターネットセット利用割引料の適用）

K C Nは、次に定める①および②の条件をすべて満たす加入者より申込みがあった場合は、別表2に定める「インターネットセット利用割引料」を適用します。

①加入者がオペレーターの提供する電気通信サービス（光ファイバーアクセスサービス契約約款に基づくプラン1に係る光ファイバーアクセスサービス）の契約を締結している場合

②加入者の利用場所が、上記の契約者回線を共用できる場合

- 2) 加入者が前項①②のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該月の利用料よりインターネットセット利用割引料の適用を廃止します。

第8条（IP電話セット利用割引料の適用）

K C Nは、次に定める①および②の条件をすべて満たす加入者より申込みがあった場合は、別表2に定める「IP電話セット利用割引料」を適用します。

ただし、第7条で規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。

①加入者がオペレーターの提供する電気通信サービス（IP電話サービス契約約款に基づくIP電話サービス）の契約を締結している場合

②加入者の利用場所が、上記の契約者回線を共用できる場合

- 2) 加入者が前項①②のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該月の利用料よりIP電話セット利用割引料の適用を廃止します。

第9条（加入契約金の返却）

K C Nが受領した加入契約金は、次の場合において、それぞれ定める金額を返却するものとします。

- ① K C Nの責に帰すべき事由により、第2条に定めるサービスの提供が加入契約成立の日から3ヶ月以上経過しても開始されず、かつ、加入者から解約の申し出があった場合 全額
- ② 前号の場合を除いて、加入契約成立の日からサービス開始日までの間に加入者から解約の申し出があった場合 全額

2) 前条にかかわらず、天災、事変またはK C Nの責に帰さない事由等により、K C Nが業務を継続することが出来なくなった場合は、加入契約金を返却しないものとします。

第10条（料金の支払方法）

加入者は、加入契約金、工事費、利用料等を、K C Nが別途指定する期日までに指定する方法によりK C Nに支払うものとします。

2) K C Nは、加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

第11条（遅延利息）

加入者が料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年利14.5%の割合で計算した遅延金をK C Nに支払うものとします。

第12条（端末設備の提供）

K C Nは、加入者が指定するテレビ、ビデオ、ステレオ等の受信機にデジタル端末設備（S T B）を提供し接続するものとします。

- 2) 加入者は、提供されたデジタル端末設備（S T B）を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、K C Nの承諾なしに移動または取り外し等はできないものとします。
- 3) 加入者の故意または過失によるデジタル端末設備（S T B）および付属するリモコン類の破損紛失等の場合には、その実費相当分をK C Nに支払うものとします。
- 4) K C Nが提供するデジタル端末設備（S T B）は、K C Nが所有し加入者に貸与するものとします。
- 5) K C Nは、K C Nが提供する記憶装置内蔵デジタル端末設備（H D D S T B）および加入者が接続した外部記憶装置の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失または正常に再生できなかった場合等、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 6) 加入者は、K C Nが提供する記憶装置内蔵デジタル端末設備（H D D

- S T B) または外部記憶装置を接続することが可能なデジタル端末設備 (S T B) をK C Nが交換する必要がある場合および第 2 2 条第 4 項、第 2 6 条第 2 項または第 2 7 条第 2 項の規定によりK C Nに返還する必要がある場合には、あらかじめ録画編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該記憶装置内蔵デジタル端末設備 (H D D S T B) または加入者が接続した外部記憶装置に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとし、
- 7) デジタル端末設備 (S T B) に設置される付属のB S デジタル放送用I Cカード (以下「B - C A Sカード」という。) およびデジタルケーブルテレビ放送限定受信用I Cカード (以下「C - C A Sカード」という。) の取り扱いについては、第 1 3 条の規定によるものとし、
 - 8) 加入者は、K C Nが予告なく必要に応じて行うデジタル端末設備 (S T B) のバージョンアップ作業の実施に同意するものとし、

第 1 3 条 (B - C A SカードおよびC - C A Sカードの取り扱い)

- 加入者は、B - C A Sカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「C A T V専用B - C A Sカード使用許諾契約約款」を承認し、その定めに従って使用するものとし、
- 2) C - C A Sカードを必要とする加入者は、デジタル端末設備 (S T B) 1 台につき 1 枚のC - C A SカードをK C Nより無償貸与されるものとし、
 - 3) K C Nが提供するC - C A Sカードは、K C Nが所有し、加入者は、データ追加および変更改変することはできません。
 - 4) 加入者は、前項の行為によりK C Nおよび第三者に及ぼした損害・利益損失について賠償するものとし、
 - 5) 加入者は、K C Nが予告なくデータ追加および変更ならびに改変することを了承するものとし、
 - 6) 加入者の故意または過失によるC - C A Sカードの破損紛失等の場合には、その実費相当分をK C Nに支払うものとし、
 - 7) 加入者は、契約の解除等によりC - C A Sカードを使用する必要性がなくなった場合は、速やかにK C Nに返却するものとし、
 - 8) K C Nは、必要に応じて加入者にC - C A Sカードの交換および返却を請求できるものとし、

第 1 4 条 (費用の負担)

- 光施設からO N Uまでの引込工事については、オペレータが施工します。
- 2) O N Uの出力端子以降の施設 (ただし、第 1 2 条によりK C Nが提供

するデジタル端末設備（S T B）を除く。）および引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の加入者敷設内の特別の施設（以下「加入者施設」という。）は加入者が設置し、その費用を負担するものとします。

第 1 5 条（施設の所有関係）

K C N 放送センターからお客様の受信機にいたるまでの施設（以下「本施設」という。）のうち契約者回線はオペテージが、K C N が提供するデジタル端末設備（S T B）は K C N が、それぞれ所有します。本施設のうち O N U 出力端子以降のすべての施設（ただし K C N が提供するデジタル端末設備（S T B）を除く。）および前条第 2 項で規定した自営柱・地下埋設設備等の施設は、加入者の所有とします。

第 1 6 条（施設の維持管理）

本施設の維持管理は、前条に定める所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとします。

- 2) 加入者は、K C N 放送センターおよび契約者回線の維持管理、保守工事の必要上、K C N が提供するサービスを停止する必要があることを承認するものとします。

第 1 7 条（故障・保守等に伴う責任負担）

K C N は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

- 2) K C N の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償するものとします。
- 3) 加入者は、自己の故意または過失によって第 1 6 条に規定するオペテージまたは K C N 所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第 1 8 条（放送内容の変更）

K C N は、やむを得ぬ事情により放送の内容を変更する事があります。

第 1 9 条（免責事項）

K C N またはオペテージは、サービスの一時中断、内容の変更および天災、事変その他 K C N またはオペテージの責に帰さない事由によるサービスの提供の停止または契約者回線の故障、施設の維持管理等のためのサービスの停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

第20条（利用に係る加入者の義務）

KCNおよびオペテージまたは両者の指定する業者は、本施設の設置・検査・修復・撤去等を行うために、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・建築物等への立入りができるものとします。

- 2) 引込施設の設置工事は、オペテージまたはオペテージが指定した工事業者が行うものとします。
- 3) デジタル端末設備（STB）の設置工事は、KCNまたはKCNが指定した工事業者が行うものとします。
- 4) 加入者は、契約者回線設置工事施工についてあらかじめ地主・家主・その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合は加入者が責任を負うものとします。
- 5) KCNまたはオペテージは、本施設を設置するために必要な限度において、加入者の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の建築物等を、無償で使用することができるものとします。

第21条（禁止事項）

加入申込書に記載する台数を超えるデジタル端末設備（STB）を加入者施設に接続することを禁止します。

- 2) 加入者が、テープ・配線等によりKCNのサービスを第三者に提供することおよび対価を受けてKCNのサービスを第三者に上映することを禁止します。
- 3) 加入者が、契約者回線に線条その他の導体を連結して、KCNのサービスを無断で受信することを禁止します。
- 4) KCNが提供するデジタル端末設備（STB）以外の端末設備もしくは端末設備の機能を代替する機器等を加入者施設に接続することを禁止します。
- 5) KCNが提供するデジタル端末設備（STB）を分解もしくは改造することを禁止します。

第22条（一時休止および再開）

加入者は、KCNのサービス提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、14日前までにその旨を申し出るものとします。

- 2) 加入者は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間は、休止料として別表2に定める金額をKCNに支払うものとします。
- 3) 前項の一時休止期間は1ヶ月単位とし、最大1年を限度とします。
- 4) 加入者は、一時休止期間中は、貸与されたデジタル端末設備（STB）をKCNに返却するものとします。
- 5) 加入者は、一時休止および再開に要する費用をKCNに支払うものと

します。

第 2 3 条（設置場所の変更）

加入者は、技術的に可能な場合、K C N が承諾した上でデジタル端末設備（S T B）の設置場所を変更できるものとします。

- 2）加入者は、前項の規定によりデジタル端末設備（S T B）の設置場所を変更しようとする場合、その旨を申し出るものとします。
- 3）加入者は、当該変更に必要な費用（K C N ほか加入者以外の者に生じる費用を含む）を負担するものとします。

第 2 4 条（名義変更）

加入者は、次の場合に限り、K C N が承諾すれば加入者の名義を変更できるものとします。

①相続または法人の合併の場合

②新加入者が、旧加入者の加入契約に定める端末設備の設置場所において、K C N のサービス提供について権利義務を継承する場合

- 2）前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者はその旨の申し出を行い、別表 4 に定める名義変更手数料を K C N に支払うとともに、名義変更に伴う設備の変更工事が発生した場合、変更に必要な費用を負担するものとします。

第 2 5 条（その他の事項の変更）

加入者は、利用するサービスの変更等加入申込書に記載した事項について変更を必要とする場合は、K C N に文書で申し出るものとします。

第 2 6 条（解約、契約期間満了）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する 1 4 日前までに、文書により K C N にその旨を申し出るものとします。

- 2）前項による解約の場合、K C N は引込施設および提供したデジタル端末設備（S T B）を撤去します。ただし撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・建築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
- 3）加入者は、当該解約の日の属する月の分までの別表 2 に定める料金、別表 3 に定める撤去費用および追加工事費を K C N の指定する方法により指定する期日までに K C N に支払うものとします。
- 4）K C N は、加入者が加入契約金、工事費等を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して 2 ヶ月支払わなかった場合、催告のうえサービスの提供を停止し、加入契約の解除ができるものとします。

- 5) 加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任ならびに負うべき義務は失効しないものとします。
- 6) 加入契約が期間満了により終了した場合も、前第2項、第3項、第4項および第5項の規定を準用するものとします。

第27条（加入者の義務違反による解約）

- KCNは、契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催告のうえ、サービス提供を停止あるいは加入契約を解除することがあります。
- 2) 加入者は、前項によりKCNのサービス提供を停止され解約となった場合、直ちに約款によるすべての権利を失います。ただし、解約前に生じた加入者の補償責任ならびに負うべき義務は失効しないものとします。
 - 3) 加入者が、第21条の定めに違反した場合は、加入者はKCNのサービスを受け始めた年月にさかのぼって本約款に定められた利用料金相当額を、別途KCNに支払うものとします。

第28条（加入者個人情報の取り扱い）

- KCNは、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）およびこの指針第28条に基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という。）ならびにこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- 2) KCNのポリシーには、KCNが保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）がKCNに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
 - 3) KCNは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条（加入者個人情報の利用目的等）

KCNは、第2条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- ① サービス契約の締結
- ② サービス料金の請求

- ③ サービスに関する情報の提供
 - ④ サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - ⑤ 受信装置の設置およびアフターサービス
 - ⑥ サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - ⑦ 加入者にとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供
 - ⑧ サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
 - ⑨ サービスの提供に必要な範囲内でのオプテージへの提供
- 2) KCNは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3) KCNは、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合は、この限りではありません。
- ① 本人が書面等により同意した場合
 - ② 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知またはポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段または方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - ③ 第30条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - ④ 第31条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
 - ⑤ KCNまたはKCNの代理人もしくはKCNの代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をカード会社に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、KCNまたはKCNの代理人へ通知して登録情報の修正を行う場合を含

みます。)

- 4) K C Nは、前項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という。）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
- 5) K C Nは、本人からK C Nが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
 - ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②K C Nの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - ③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第30条（加入者個人情報の共同利用）

K C Nは、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうちポリシーで定めるものを、その目的を達成するために、K C Nの代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、K C Nの代理人と共同して利用します。

- 2) K C Nは、第4条第2項の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第27条第1項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報を、他の放送事業者およびK C Nの代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第4条第2項第3号または第28条第1項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3) 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においてはK C NおよびK C Nの代理人が、前項の場合においては、K C N、K C Nの代理人および他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第31条（加入者個人情報の取り扱いの委託）

K C Nは、加入者個人情報の取り扱いの全部または一部を委託することがあります。

- 2) 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3) K C Nは、第1項の委託先との間で、第29条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第32条（安全管理措置）

K C Nは、加入者個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の措置をとります。

第33条（本人による開示の求め）

本人は、K C Nに対し、ポリシーに定める手続きにより、K C Nが保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

- 2) K C NまたはK C Nの代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする。）当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
 - ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②K C Nの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合
- 3) K C Nは、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第34条（本人による利用停止等の求め）

本人は、K C Nが保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、ポリシーに定める手続きにより、K C Nに対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ① K C Nが保有する加入者個人情報の訂正、追加または削除
- ② 加入者個人情報の利用の停止

③ 加入者個人情報の第三者への提供の停止

- 2) K C Nは、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3) K C NまたはK C Nの代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）およびその理由を、本人に対し、遅滞なく文書により通知します。

第35条（本人確認と代理人による求め）

K C Nは、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、ポリシーに求める手続きにより行います。

- 2) 本人は、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第36条（本人の求めに係る手数料）

K C Nは、第29条第5項および第33条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。

- 2) 前項の手数は、現金または切手で申し受けます。

第37条（苦情処理）

K C Nは、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2) 前項の苦情処理の手続きはポリシーに規定します。

第38条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

K C Nは、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項に基づく求め、第37条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、ポリシーに掲載された窓口において受け付けます。

第39条（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

K C Nは、K C Nが取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

- 2) K C Nは、K C Nが取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失または毀損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。
- 3) 前2項の規定は、通知または公表することにより、第33条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第40条（国内法への準拠）

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

第41条（定めなき事項）

本約款に定め無き事項が発生した場合には、KCNと加入者は契約の締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第42条（約款の改正）

KCNは、本約款を総務大臣に届け出た上で改正することがあります。

付則 KCNは、特に必要がある場合は、本約款に特約を付することができるものとします。

- 2) 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。
- 3) 本約款は、平成23年10月1日より施行します。
- 4) 本約款は、2019年6月13日より一部改正のうえ施行します。

*すべての金額は消費税抜きの価格です。

請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

（別表1）

1. 加入契約金

項目	金額	備考
加入契約金	25,000円	

（別表2）

	項目	金額	備考
	プライムコース (旧デジタルHDプライムコース)	6,400円	デジタル端末設備使用料を含みます
基本 利用料	スタンダードコース	5,700円	デジタル端末設備使用料を含みます
	デジタルHDコース※1	5,700円	デジタル端末設備使用料を含みます
	デジタルプラスコース※1	5,600円	デジタル端末設備使用料を含みます

	デジタルコース※1	5,400円	デジタル端末設備使用料を含みます
増設 端 末	デジタル端末設備利用料	1,800円	デジタル端末設備使用料を含みます
	Hチューナー	200円	デジタル端末設備使用料を含みます
	Dチューナー※1	200円	デジタル端末設備使用料を含みます
	インターネットセット利用割引料	900円	
	I P 電話セット利用割引料	300円	
	休止料	1,500円	
	特別番組利用料	別に定める金額	チャンネル、番組ごとに定めます
	付属機器利用料	別に定める金額	利用する機器ごとに定めます
	付属機能利用料	別に定める金額	利用する機器ごとに定めます

※1 新規、変更、追加申込はできません。

(別表 3)

項 目	金 額	備 考
標 準 工 事 費	45,000円	
追 加 工 事 費	実 費	
そ の 他 の 工 事 費	実 費	
撤 去 工 事 費	実 費	
特 別 機 器 負 担 金	別に定める金額	利用する機器ごとに定めます

(別表 4)

項 目	金 額
設置場所移転手数料	1,000円
名義変更手数料	1,000円
再開手数料	1,000円
個人情報開示手数料	300円

本約款は、2019年6月13日、総務大臣に届出、受理されたものです。